

四日市市選管告示第64号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による平成28年11月27日執行の四日市市長選挙における候補者1人の選挙運動に関する支出金額の制限額を同法第196条の規定により次のとおり告示する。

平成28年11月20日

四日市市選挙管理委員会  
委員長 市橋 愛爾

制限額 18,600,000円

(選挙管理委員会事務局)